

令和5年度

剣道中央講習会

茨城県伝達講習会

日時 令和5年4月16日(日)

会場 茨城県武道館

一般財団法人 茨城県剣道連盟

令和5年度 剣道中央講習会 茨城県伝達講習会

- ◇ 役員
- 会長 小倉培夫
- 副会長 水田重則 平山恒夫 安俊寿
香田郡秀 諏訪文夫
- 専務理事 齊藤克朗
- 事務局長 早乙女恭哉 事務局次長 鈴木隆

- ◇ 講師
- 主任講師 阿部昭彦
- 講師 山下克久 鍋山隆弘

- ◇ 受講者
- (1) 茨城県剣道連盟 地区・職域剣道連盟 代表者
- (2) 「称号審査会」受審希望者

— 注意事項 —

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について、ご協力をお願いいたします。
(1) マスクの着用については、個々の判断に委ねますが、面をつける際には、感染症がまだ完全に収束して
おりませんので、マスクまたはシールドの着用をお願いいたします。
(2) 上記に加え、これまでの感染対策の三密（密集・密閉・密接）を守り、会話も少し控えてください。
- 2 実技及び稽古の際は、準備運動を行いケガ防止に努めてください。
- 3 今回の伝達講習会の内容を、地区連剣道盟及び職域剣道連盟の会員に、講習会を行い伝達願います。
- 4 本講習会終了後、同会場にて、14時から、茨剣連の「合同稽古会」を開催いたします。お時間をとれる
先生方は引き続きご参加ください。

茨城県伝達講習会日程

時 間	項 目	内 容	備 考
8:40 ~	受 付		開講式には剣道着 更衣は二階観覧席
9:20 ~	賞状伝達式	6段・7段昇段者への賞状伝達	受講生も参列
9:30~ (10分)	開講式	会長挨拶 小倉培夫 会長 講師紹介：日程説明 齊藤克朗 専務理事	
9:40 ~ (20分)	講義 1	「中央講習会伝達事項」(講義) 阿部昭彦 講師	
10:00 ~ (60分)	講義 2	「日本剣道形」(実技) 山下克久 講師	
11:00 ~	休 憩	(10分間程度)	
11:10 ~ (60分)	講義 3	「指 導 法」(実技) 阿部昭彦 講師	
12:10 ~	昼食 休憩	(40分間程度)	
12:50 ~ (60分)	講義 4	審 判 法 (実技) 鍋山隆弘 講師	
13:50 ~ (10分)	閉講式	挨拶・諸連絡 等	
14:00~ (60分)	合同稽古	定例 茨剣連「合同稽古」	参加者 全 講 師 講 習 生 合同稽古 参加者

コンプライアンスの徹底 ～全剣連の取組み～

令和5年4月

公益財団法人 全日本剣道連盟

スポーツ庁ガバナンスコードの制定 全剣連は公益法人へ移行

- ・令和元年6月、スポーツ庁はスポーツ団体のガバナンスコード制定
- ・令和2年9月16日全剣連は一般財団法人から公益財団法人

共通して重要なこと

- ガバナンス(適正な組織運営)の強化
- コンプライアンス(法令遵守)徹底

ガバナンスとコンプライアンス

- ・ガバナンス
 - ・「統治・支配・管理」
 - ・適切な組織運営(スポーツ庁)
 - ・スポーツ団体(&公益法人)として社会的責任を果たす方策
 - ➡組織の権限・責任、相互牽制関係の明確化、情報公開等による説明責任
- ・コンプライアンス
 - ・法令遵守(全剣連の規則・ルールも含む。)に加え、社会常識、良識
 - ・コンプライアンスを維持改善するための管理体制「ガバナンス」
 - ➡ガバナンスの強化が、コンプライアンスの強化に

(参考)スポーツ団体のガバナンスコード

令和元年6月、スポーツ庁は「スポーツ団体のガバナンスコード」制定

【ガバナンスコードにおける13の原則】

原則1: 基本計画の策定

原則2: 役員等の体制整備

原則3: 組織運営に必要な規定整備

原則4: コンプライアンス委員会設置

原則5: コンプライアンス教育

原則6: 法務・会計等の体制整備

原則7: 情報開示

原則8: 利益相反の適切な管理

原則9: 通報制度の構築

原則10: 懲罰制度の構築

原則11: 選手・指導者との紛争解決

原則12: 危機管理・不祥事対応体制

原則13: 地方組織等との関係

➡ 毎年自己審査、公表

4年に一度、日本スポーツ協会やJOCによる審査 (令和2年12月受審)

なぜコンプライアンスが重要か

・ 企業においては様々な事案が発生

➢ 不正会計(粉飾)、偽装(産地、データ)、その他(個人情報流出等)

… 最悪の場合、倒産も

・ スポーツの場合、不祥事が起きると

➢ 社会がそのスポーツを敬遠、人気の下落

➢ 競技者の誇りに傷、競技人口が減少

➢ 資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響

… 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル

➢ 当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任(損害賠償)、(暴力などでは)刑事責任

➡ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

剣道人口の減少

・高校剣道部員数(高体連資料より)

	卓球	弓道	剣道	柔道
2003年(平成15年)	67,062	65,162	59,382	35,628
2019年(令和元年)	76,328	62,278	38,435	17,904
増減	+9,266	△2,884	△20,947	△17,724
増減率	113.8%	95.6%	64.7%	49.7%

この間の16歳(高校1年生)人口:135万人(2003年) → 112万人(2019年) 82.9%

- ・中体連:平成15年から令和元年 37%減(女子委員会資料より)
- ・道場連盟:平成元年12万人から平成30年5.4万人 半分以下(同上)
- ・初段登録者数:平成13年4.7万人 → 平成30年3.2万人 △32%
同年13歳(中1)人口 (127万人) → (107万人) △16%

剣道人口の今後

- ・そもそも人口減少
(2021年現在 13歳108.9万人、6歳:100.3万人、0歳:83万人)
 - ・野球、サッカーなどに比べ大衆訴求力(テレビなど)は小さい
 - ・お金がかかる(稽古着・袴、竹刀、剣道具)
 - ・汗臭い
 - ・痛い
 - ・体罰のイメージにつながっていないか?
- ⇒ 少なくとも暴力、体罰、その他ハラスメントを根絶する必要あり

なくならない不祥事

(全剣連への告発、新聞報道等)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総件数	14件	15件	20件
実名告発等	8件	9件	17件

実名告発が急増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死 (高校)
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金 (中学校)
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予 (スポーツ少年団等)
- 不適切な会計処理、生徒・関係者から誕生日祝いを強制徴収他 (高校)
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為 (高校)

今一度、考えよう

- ・ 剣道の理念
 - ・ 剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である
- ・ 剣道修練の心構え
 - ・ 剣道を正しく真剣に学び・・・
- ・ 剣道指導の心構え
 - ・ (竹刀の本位) (礼法) (生涯剣道)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドライン
- ・ その他にも
 - ・ やってみせ、言ってみせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。
(山本五十六元帥海軍大将)

全剣連の取組み

- ・ 倫理規定制定
- ・ 倫理委員会発足(倫理委員会規程)
- ・ 全剣連倫理に関するガイドラインの制定(平成30年11月、令和元年11月一部改定)
- ・ 相談・苦情窓口の設置(平成30年11月～令和4年3月)
 - ▶ 窓口への通報、報道、Jスポからの通知 3年で合計92件(一部重複)
- ・ 綱紀委員会規則(懲罰規則)の改定(平成30年、令和4年等)

全剣連倫理に関するガイドライン(前文)

- ・ 剣道の理念
「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」
- ・ 剣道修練の心構え
旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、
- ❁ 理念に反する不祥事の発生
居合道審査に関する金銭授受、暴力・体罰
- ➡ 改めて倫理意識を啓発する必要性 ～ ガイドラインの制定
- ・ 対象者
すべての剣道関係者、特に役員・指導者

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント①)

【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】

・暴力・パワーハラスメントの絶対禁止

- 相談・苦情窓口/報道等 平成30年11月以来112件うち、
✓うち、暴力・体罰 32件、パワハラ・指導16件
(役員による暴力3件、教師による体罰6件)

➢ 暴力に対する考え方(間違い)

- ✓ 剣道教師による体罰映像(ニュース)を見て、「稽古で分からないように殴れるのに」
- ✓ 「あるとき気を抜いた練習をとがめられて、ボコボコに殴られた。『殴る監督の目に涙があった。それを見たとき、私はこの監督について行く決心をした』」
- ✓ 体操女子暴力 ~ 本人も家族も納得していた
- ✓ 殴るには殴る理由がある

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:暴力、ハラスメント②)

・【反倫理的行為に起因する事項・暴力行為】(続き)

・2013年柔道女子代表選手

「…によって行われた暴力行為やハラスメントにより、私たちは心身ともに深く傷つきました。人としての誇りをけがされたことに対し、ある者は涙し、ある者は疲れ果て…」

- ・ 暴力は、身体のみならず、心を傷つけるもの
- ・ 剣道の理念「人間形成の道」、剣道修練の心構え「礼節をとうとび」、剣道指導の心構え「相手の人格を尊重し(お互いを敬う心と形)」

剣道と暴力は、相容れないもの

- ・ 暴力の結果、個人には刑事責任(傷害・暴行)、民事責任(不法行為による損害賠償)、剣道界全体に多大な負の影響

全剣連倫理に関するガイドライン (反倫理的行為:その他)

- ・ セクシャル・ハラスメント
 - 「相手が不快に感じたら、セクシャルハラスメントである」
- ・ 差別の禁止
 - ・ 合理的理由のない一切の差別を禁止
- ・ アンチドーピング及び薬物乱用
 - ドーピングに関する知識を深めること 全剣連HP参照
 - 大麻等薬物使用は違法であることをさらに徹底
- ・ 指導的立場にある者と選手等との関係
 - 相手の立場の尊重と、立場を自覚した責任ある行動
- ・ 審査に関する金銭授受の禁止その他
 - ・ 審査は厳正、公正、適切、誠実に

全剣連倫理に関するガイドライン(その他)

- ・ 不適切な経理処理
 - 適正な経理処理と不正行為の防止
 - ボランティアだから多少のことは …… 一切ダメ
- ・ 選手・役員選考
 - スポーツ仲裁機構で団体側の敗訴が意外と多い、その多くは規程や基準の不備
- ・ 安全・事故防止
 - 剣道は安全な武道、さらなる配慮
- ・ 一般社会人としての規範
 - 反社会的勢力には特に注意

ガイドラインに対する違反行為があった場合

- 全剣連綱紀委員会規則(いわゆる懲罰規程)
 - 不祥事発生の場合
 - ✓ 都道府県剣連による調査・処分の申立て → 綱紀委員会による審査 → 答申・処分
 - ✓ (又は) 諮問予備審査会(全剣連)による調査等 → 同上
 - 処分内容
 - ✓ 称号・段位(全剣連のみ) : 剥奪、一定期間の停止等
 - ✓ 会員資格(全剣連・都道府県剣連) : 除名、一定期間の停止
- 都道府県剣連に、懲罰規程整備を依頼

ご清聴ありがとうございました。

令和5年4月

公益財団法人全日本剣道連盟

令和5年度(第58回)剣道中央講習会資料

日本剣道形

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修錬の重要性を説いている。

剣道形の修錬により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。

- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鎧の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。

- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するときは、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、初めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鐔元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら胴を打つときの方法。
- ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ

振り下ろし、一拍子で打つ。(修錬者の錬度に応じて指導する)

(7) 小太刀半身の構えの刃先の方向

① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。

② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

(1) 日本剣道形解説書、講習会資料(日本剣道形)を熟読・精通する。

(2) 日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

(3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない、その為に、平素から日本剣道形の修錬に努める必要がある。

以上

令和5年度 剣道中央講習会「指導法」

1. 指導目的

わが国の伝統と文化に培われた剣道を正しく伝承してその発展を図り、「剣道の理念」に基づき高い水準の剣道を目指す。

(1) 剣道の理念 「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」 昭和50年3月20日制定

① 剣 — 日本刀の観念

- やり直しがきかない厳粛なものである。
- 慎重に然も自己の全力を尽くす。

② 理法 — 剣法上の理論・筋道

- 刀法—正確な打突（刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突）
- 身法—適正な姿勢（上虚下実、体捌き、目付け、呼吸）
- 心法—充実した気勢（沈着冷静、勇猛心、克己心、判断と決断）

③ 人間形成

- 自己形成—何の思慮分別を用いなくても出来る働き。
- 社会形成—慈悲心、貢献。

※ 小川忠太郎先生講話より「五戒」=直心

- | | |
|------|------------------|
| 自己形成 | 1 嘘をついてはいけない |
| | 2 怠けてはいけない |
| | 3 やりっぱなしにしてはいけない |
| 社会形成 | 4 わがままをしてはいけない |
| | 5 人に迷惑をかけてはいけない |

(2) 高い水準の剣道

事理一致、心気力一致

- 基本を踏まえ、気で攻め理で打つ
- 機を知る 機を作る 機にゆく
- 三無の剣道 無駄なく、無理なく、無法なく
- 初太刀一本

2. 指導者としての在り方（指導者は剣道を高める人、広める人）

- (1) 剣道指導者である前に、立派な社会人であること
- (2) 信念と愛情を持った指導者であること
- (3) 高い技術と理論及び審判技術に熟達していること
- (4) 剣道の特性を能率的、的確な指導ができること
- (5) 優れた才能の発見とその伸長ができること

3. 指導の在り方

- (1) 日本古来の伝統文化としての指導法
- (2) 師弟同行
- (3) 基本を重視した指導
- (4) 意欲と興味を持たせながらの指導
- (5) 技能区分、心身の性質さに応じた的確な指導
- (6) 明確な言語説明と的確な示範による
- (7) 安全管理

4. 指導目標

(1) 初心者

- 剣道を楽しく受け止められるよう興味や関心を高める。
- 剣道の基本的な動作や作法を正しく身につける。

(2) 初級者（三段以下）

- 生涯を通して剣道に親しみ、修練を通して豊かな生活をつくり出すための基礎的な態度や安全に対する態度を養う。
- 对人的技能を身につけさせ、気剣体の一致した、しかけ技を主に指導する。

(3) 中級者（四段および五段）

- 現代社会に必要な社会態度の向上に努め、自己の確立を図る。
- 鍛錬度を高めることにより、技に対して自信を持ち、懸待一致の剣道ができるようにする。

(4) 上級者（六段以上）

- 人格を高め、社会的貢献と剣道の正しい伝承に寄与する態度を養う。
- 理合を熟知し、高段者に相応しい心気力一致の剣道を目指すと共に審判能力、指導能力を高める。

5. 指導法講習における「重点事項」

1. 受講者の特性に応じて効果的に指導する。
2. 所作、礼法、着装について徹底指導する。
3. 刃筋・手の内・冴え・鎗を意識した竹刀の操作について徹底指導する。
4. 一足一刀の間合から、一拍子で正しく打ち切る技能を中心課題とするとともに、それぞれの技量に応じて理に適った応用技の習得を図る。
5. 正しい攻防の指導を徹底する。
 - (1) 氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いを重視する。
 - (2) 安易に左拳を中心線から外す防御体勢を厳しく是正する。
6. 正しい鏢ぜり合い（鏢と鏢が接する構え）からの技を理解させ徹底指導する。
 - (1) 鏢ぜり合いからの技能を高める。
 - (2) 分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。
7. 「木刀による剣道基本技稽古法」の普及を図る。
8. 剣道の理解を深めるため、講話を積極的に取り入れ、心の問題について認識を深め、修練を通して道徳的価値観の育成を図る。

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

全日本剣道連盟試合・審判委員会

【趣旨】

1. 主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドラインの遵守(感染予防)。
2. 不当な「つば(鍔)競り合い」および意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の防止。
 - ・これまでの試合は試合時間の約半分以上が、「つば(鍔)競り合い」に費やされていると言われている。これを改めて、構え合って攻め合う試合展開へ移行する。
 - ・剣道の試合にとって「勝負」の要素は大事であるが、姑息な勝負の仕方を是正し、反則ギリギリの勝負ではなく真っ向から勝負をする態度を養う。
 - ・「つば(鍔)競り合い」については試合者の態度や心の問題が大きく影響し、規則だけで裁くのは困難である。試合者と審判員が共通に理解し、一体となって、良い試合の場を醸成する。

【審判員と試合者が共通に理解する主な事項】

1. 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
2. 「つば(鍔)競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
3. 「つば(鍔)競り合い」解消に至る時間は「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
4. 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと思わせて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえついたり」「逆交差」をしない。(審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する)
5. 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
6. 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
7. 「つば(鍔)競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば(鍔)競り合い」から鍔と鍔で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。
8. マスクの着用について
選手：面マスクまたはシールドを着用する。
審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする

以上

新型コロナウイルス感染症が収束するまでの
暫定的な試合・審判法運用の質問事項及び解説

全日本剣道連盟 試合・審判委員会

1 審判法の解釈について

この運用は、「剣道試合・審判規則、細則」の変更ではない。『剣道試合・審判・運営要領の手引き』P9、三「規則の解釈と運用」2「つば(鏝)競り合いについて」の文言の具現化が感染症予防に効果大きいことから、解釈をより厳格化し規則の運用を行うものである。

2 質問事項

事項	解説
(1) 境界線間際において試合者相互がつば競り合いから分かれる場合の運用	
境界線間際におけるつば競り合いから分かれる場合の運用で、「試合者」「審判員」の留意点は？	試合者は場外に出てはならないが、主審は、試合者がつば競り合いの解消を目的に出そうになった場合は、ただちに「止め」をかけることが重要である。ただし、試合の運用上、やむを得ず場外に出てしまった場合は、合議の上、その時の状況により判断する。試合者は分かれる際、互いに場外へ出ないよう調整し、意図的に相手を場外に出るように仕向けてはならない。主審はそれを適切に処置することが肝要である。その他、境界線間際での本運用を悪用するような不当行為は見逃さないこと。
(2) 逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際の運用	
逆交差や竹刀を開いたり、下げたりして分かれた際、審判員はどのように見極めたらよいか？	竹刀の「開き方」や「下げ方」の程度や頻度による。再三(2~3回程度)繰り返したり、意図的な行為ならば合議の上、目的と現象を見極めて反則を適用する。
(3) 接近した状況での掛け声	
接近した状況で掛け声を発する試合者に対して、審判員はどのように見極めたらよいか？	感染症予防の観点から飛沫防止に欠かせない事項である。無意識での掛け声と思われる場合は、主審は試合を中止し「指導」する。指導後も繰り返されるようであれば、合議の上、反則を適用する。
(4) 反則内容の説明	
反則と判定した場合、試合者にその説明は必要か？また、その際の留意点は？	反則内容について説明が必要と思われる場合は「合議」後に、規則第37条を適用し、理由を述べることができるものとする。その場合は試合者及び観衆にも理解できるようにジェスチャー等も交えながら明確に知らせる。

(5) つば(鏢)競り合いの解消の際の見極めについて

<p>つば(鏢)競り合いの解消の際に審判員が見極める上での留意点は？</p>	<p>「つば(鏢)競り合い」の解消に至る時間はおよそ「一呼吸(※目安としておよそ3秒)」とし、双方が鏢と鏢で競り合う(押し合う)力を利用して一気に下がる。また、解消の際に一本先取された試合者が早く勝手に下がったり、逆に先取した試合者はなるべく時間を掛けて分かれるような場面が見受けられる。一般的に先取した方の選手を時間空費の反則にとる傾向が見受けられるが、目的と現象をよく見極めて総合的に判断する。</p> <p>※目安の根拠:成人安静時の1分間の呼吸数は約12回から20回とされていることを参考に「一呼吸≒およそ3秒」とした。</p>
--	--

(6) 相互に分かれようとしている途中で技を出さない

<p>相互に分かれようとしている途中で技を出した場合の対処方法やその運用の留意点は？</p>	<p>「つば(鏢)競り合い」は鏢と鏢が競り合って最も緊迫した間合であるので、互いに気を抜かないことが重要である。ただし、「一呼吸(およそ3秒)」後、相互に「分かれようとしている途中で」技を出しても有効打突とはしない。明らかに「分かれよう」と見せかけて「技を出した場合」は合議の上、反則を適用する。</p> <p>「相互に分かれようとしているとき」の技なのか「一呼吸(およそ3秒)」以内の引き技なのか微妙な事象が生じた場合は、合議の上、目的と現象を見極めて判断する。なお、「つば(鏢)競り合い」からの引き技を出す場合は「一呼吸(およそ3秒)」以内でとする。</p>
<p>分かれ際の引き技及び一呼吸後の引き技における有効打突の見極めは？</p>	<p>分かれ際の引き技か一呼吸後の引き技かの見極めについては、試合を運営する主審の専決事項であるので、原則として副審は「合議」をかけることはできない。主審の裁量や適格な見極め及び審判員3人の意志の統一や連携が大切である。</p> <p>※主審は、一呼吸(およそ3秒)後は「止め」を宣告し反則を適用する。若しくは膠着した場合は「分かれ」をかける。「分かれ」をかける場合は正しい「つば(鏢)競り合い」を行っている事が前提である。基本的に膠着がみられる場面はごく限られているため「分かれ」の多発にならないようにする。また、安易に両者反則にしない。</p>

剣道試合・審判・運営要領の手引き

2 つば（鍔）競り合いについて

つば（鍔）競り合いは、鍔と鍔とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鍔競り合いは攻防や打突行動の中から発生した対関係である。

鍔競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鍔競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。

- ① 正しい鍔競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鍔競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第 1 条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
- 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鍔競り合いである。

○ 鍔競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。

○ 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

○ 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。

○ 暴力的であったり、意図的なひっかけ（ひっかけることを目的にする）や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。

○ こうちやく（膠着）の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまふことになりかねない。

○ 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鍔競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。

以上

- 1 期 日 令和5年4月1日（土）～2日（日）
- 2 場 所 兵庫県神戸市
- 3 指導内容及び展開計画

親の期待：礼儀・躰・仲良く・強い選手
 子供期待：仲良く・楽しく・強い選手

(1) 指導内容＜幼少年指導の具体例＞

- 子供たちに興味関心を持たせ、楽しく剣道を学ぶ活動の紹介
- 発達段階等、子供の実態に応じた段階的な指導の紹介

(2) 展開計画

時配	活動内容	活動の趣旨及び指導上に留意点
0	1. 趣旨と流れの確認	※垂、胴を装着し竹刀を持って集合
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> テーマ：子供の実態に応じて、段階的に楽しく学ぶ剣道の基本動作の例の紹介 </div>	
3	2. 活動の実際 ※準備運動 (1) 気・剣・体の一致を意識した楽しい動機付け ① 発声選手権（気迫のある声） ② 剣道じゃんけん（面・小手・胴）（礼法・目付） ③ その他紹介：すり足リレー・すり足じゃんけん ・手刀攻防など	※対人性を生かしたアイスブレイク的な動きで心と体をほぐす ※剣道の特性に触れ
15	(2) 基本動作の習得に向けた活動例（手刀で段階的に） ①自然体・体さばき（足さばき） ②送り足（前進後退、左右など） ③ツーステップ⇒体を突き出す ④スキップ⇒股関節からの踏み込み 1. 2. 3. ⇒1. 2. ⇒1. ⇒0 から踏み込んで面⇒残心 ・ヤ-ヤ-ヤ-面・面・面⇒ヤ-踏み込んで面⇒残心 ・ヤ-ヤ-ヤ-小手・小手・小手⇒ヤ-踏み込み足小手⇒残心 ・ヤ-ヤ-ヤ-胴・胴・胴⇒ヤ-踏み込んで胴⇒残心	※立腰教育 ・腰骨を立てることで、やる気やけじめ自己を律する等を培い生きる力を育む ・後足の引きつけ（後⇒右足、前⇒左足） ・姿勢・目付 ※左足の引きつけ・股関節（紙コップ） ※残心（不離五向） ・目・つま先・臍・剣先・心
40	(3) 竹刀の持ち方・構え方（中段の構え） ① 素振り⇒正面・小手・胴（振り頭上で返す） ② 竹刀で基本動作を身につける ・ヤ-ヤ-ヤ-面・面・面⇒ヤ-踏み込んで面⇒残心 ・ヤ-ヤ-ヤ-小手・小手・小手⇒ヤ-踏み込み足小手⇒残心 ・ヤ-ヤ-ヤ-胴・胴・胴⇒ヤ-踏み込んで胴⇒残心	※竹刀の安全点検（どこを確認するか） ※中段の構え ・左手の握り・剣先は一足一刀の間合において両目の中央、または左目の方向 ・竹刀の握る位置に印を付ける紹介 ※刃筋 ※打突部・打突部位 どこで、どこを打つのか・気剣体の一致 ・間合（相手との距離） ・一足一刀・打ち抜けさせる
45	③ 打ち方・打たせ方（打たせ方2通りの紹介） ・対人：元立ち（師匠）と掛かり手（弟子） ・礼⇒前進後退⇒面・小手・胴打ち抜けて⇒残心 ※振りかぶりと右足の踏み込みを合わせる（言葉で） 3. まとめ ※幼少年指導は、色々な子供への配慮、母親が子供を優しく教え諭すような眼差しで褒めて伸ばす指導を	※剣道の魅力は、人間形成に繋がる武道としての奥深さにある。 ※難しいことを易しく、易しいことを深く、楽しく伝える工夫が求められる

・大きな声
 ・気を合わせる
 ・礼（目を見て）
 ・カッコいい